

Nagasaki



コスモス

行政書士会報 No.181



長崎県行政書士会

目 次

TOPICS

会長・副会長就任挨拶
平成 29 年度長崎県行政書士会定時総会
組織図

会議・事業執行タイムテーブル

新入会員のご挨拶

千北 誠治 会員 湯川 昇 会員

会員の異動

新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員

活動 ピックアップ

特定行政書士委員会
特定行政書士法定研修考査を受験して
国際交流委員長の挨拶

会報誌の歩み

編集後記

〈表紙説明〉 田平天主堂(平戸市) ながさき旅ネット ©(社)長崎県観光連盟 All Rights Reserved.

長 崎 県 行 政 書 士 会

E-mail : info@gyosei-nagasaki.com HP : <http://www.gyosei-nagasaki.com/>

TEL : 095-826-5452 FAX : 095-828-2182



会長就任のご挨拶

長崎県行政書士会

会長 山 脇 正 隆

日頃より本会の会務運営につきまして、ご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして関係各位のご理解ご協力により、役員一丸となって、長崎県行政書士会の会務運営に取り組ませていただいております。

さて、新体制スタート後今日まで『力強い行政書士』構築の為、種々事業を進めてまいりました。

まず、行政書士の業務開拓対策として、業務開拓委員会において、ゆうちょ銀行相続業務の拡大を目指し、県下郵便局並びにゆうちょ銀行と協議を重ね、本会との更なる連携強化を確認し、郵便局並びにゆうちょ銀行へ相続業務相談員名簿を提供することとし、本会に「相談員管理委員会」を設置スタートさせ、併せて、本会会員の皆様の相談員登録準備を進めているところであります。準備次第、皆様にご案内致します。

さらに、自動車登録業務において、「封印業務管理委員会」を設置し、長崎・佐世保・厳原の各運輸局出先機関における自動車登録封印業務の推進を図って、本年12月中には長崎運輸支局より封印業務を受託する運びとなっております。

これにより、県下各所に行政書士事務所を構えられている会員皆様の業務が、更に拡大するものと確信しております。

更に、本年11月には外国人実習生制度が大きく変わります。これに備え、法改正に伴う研修の機会を増やしてまいりました。

特に、長崎県中小企業団体中央会との連携強化を図り、県下事業協同組合から中央会へ寄せられる相談へ、長崎県行政書士会が協力体制をとることを合意確認いたしました。

会員皆様はご承知のとおり、各事業協同組合は、多くの企業で組織された組合でありますので、県下行政書士の皆様がその構成企業の皆様へのサポートの機会が増え、更なる業務拡大へ繋がることと思います。

この様な事例をはじめ、近年、行政書士に対する期待は、増々拡大してまいりました。行政書士の専門家としての対応力が、真に問われる時代となりました。

『力強い行政書士』を目指して、役員一同総力体制で、行政書士会を力強く運営してまいりたいと思います。

これからの行政書士の未来のために、専門実務研修の徹底と実務情報環境を整備し、日行連・九地協・政治連盟への実務対策推進を図るとともに更に連携強化して、実務上の諸課題へしっかり対応してまいります。

会員皆様からの更なるご指導ご協力をいただき、会務を進めてまいりたいと思います。今後とも宜しくお願い申し上げます。



副会長就任のご挨拶

長崎県行政書士会

副会長 塩塚 顕

この度、定時総会で前期に引継ぎ副会長に再任されました諫早支部の塩塚顕です。前期同様、引続きご指導ご鞭撻の程どうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、私が再任された事由は、と自問自答したところ、私の行政書士会員歴の長さと共に役員歴の長さ等を考慮されて、私に本会の運営に少しでも役立つ助言等を期待されたものかと私なりに勝手に解釈し、ならばと副会長をお引受けした次第です。

さて、役職を引受けたからには当然「責任」をもって任務を果たさなければなりません。「責任」については私事で全く恐縮ですが、私は「健康づくりに太極拳を毎朝ボランティアで指導します」と多くの一般市民に呼びかけた為、雨の日も真冬の寒い中、未だ真っ暗な道を懐中電灯の灯かりで「県立運動公園」まで歩いて、ほぼ毎朝早朝太極拳を続け休みはお正月の3日間だけです。凍りついた雪の日も、疲れた体に鞭打って9年以上も続けてきました。これも市民に、年中無休で指導すると呼びかけた私の「責任」なのです。「責任感」のお蔭で続けられたと思います。長崎新聞にカラー写真付きで2回も大きな記事で早朝太極拳の記事を紹介され、昨年の諫早市社会福祉協議会の定期大会では民生委員1200名の集まる中で、「ほぼ年中無休で早朝太極拳を実施され、高齢者をはじめとした市民の健康づくりに寄与された」として市長よりボランティア賞を受賞しました。

ところで、本会の会報誌の歴史を辿ると、私が企画広報部長に就任したのは平成11年度の定時総会で理事に選任された時からで、平成11年6月発行の「総会臨時号」から関わり、その後は張切って年4回号外も発行したこともあり、「コスモス第137号」は、私が復刊として題字コスモスの文字を「花びら」で模り、現在のロゴマークも私が最初考案し、手書きでロゴマークと題字で表紙を作りました。表紙の写真は、諫早のコスモス園まで出かけ写真を撮りモノクロでの表紙です。その後、印刷会社に依頼して現在の会報誌コスモスになりました。会員の皆様に喜んで読んで頂けるようにとの思いで「コスモス」の編集は十数年間続けてきました。これも本会の会長を永年何期もなされた植栗英輔先生から、企画広報部長を命じられ突然のことで私は本当に驚きました。私は、企画広報部長として他の単位会の会報誌に見劣りしないよう、期待に応えるべく責任をもって頑張ろうと今日までやってきました。会報誌の歴史に対しての思いが深く、今期は担当副会長として4部門を担当することになりました。

本会の運営全般にわたり、執行部の一人として老骨に鞭打って頑張らせて頂きたいと思います。会員一人一人の先生方あつての長崎県行政書士会ですので、多くの先生方のご意見を聞きながら会務に取り組んで行きたいと思います。土業間を取巻く環境は年々厳しくなっていますが、行政書士のサバイバルをかけて「プロ集団」を目指して会員皆様と一緒に頑張りたいと思います。



副会長就任のご挨拶

～専門家として～

長崎県行政書士会

副会長 弓 削 和 徳

この度、平成 29 年 5 月の総会にて副会長を拝命しました、長崎支部会員の弓削和徳と言います。支部役員の実験はありますが、県会の役員は初めてですので、右も左もよく解りませんので、皆様のご指導の下、与えられた職務を一生懸命全うしたいと考えております。不足な点が多々あると思いますが、会員皆様のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

さて、就任にあたり日頃考えていること、また会務を行っていく上で指針として考えていることを簡単ですが、この場をお借りして述べたいと思います。

私達行政書士は、主に許認可申請、事実の証明及びその相談業務等を日々行っておられると思います。まずもって申請書類等を依頼者に代わり作成するわけですので、いわば高品質の書類作成を行うのが大前提ですが、私は単なる書類作成業務の次元で満足していると、お客様は何時しか私達行政書士を必要としなくなるのではないかと危惧しております。

事実、私の抱えているお客様も「書類作成だけなら役所にお尋ねしながら作成できる」とはつきりおっしゃる方もおられました。お客様が求めているのは、立派な申請書類を作成する以上に、その業務に関する、より有用な情報すなわちより価値ある情報を求めておられると日々感じております。

その様なお客様の要望に応じていくには、まず申請する業務の該当法律や施行規則等を明確に押さえることは基本中の基本ですが、各役所に於ける該当業務への政策方針や計画、現場の運用等、またその業務に関する社会情勢の情報などを如何に迅速に取り込んでいくかが必要となると思います。まさにその分野においては「誰にも負けない」という自負を持てるようにならなければならぬと、自戒も含めて考えております。

基本を押さえて、応用力のあるプロの行政書士・行政書士集団を目指し、皆様の業務運営の一助となるよう努力していく所存ですので、今後とも宜しくお願いいたします。



副会長就任のご挨拶

長崎県行政書士会

副会長 廣田 賢治

5月の総会で選任され副会長を務めさせていただきます廣田賢治と申します。島原支部に所属しております。

平成13年9月に入会し、当時の落合会長から登録証の交付を受けました。今の本会事務局に移る前の少し狭い会長室だったような記憶が残っています。

行政書士を開業する前は東京で10年ほど司法書士事務所に勤め、帰郷してから行政書士・司法書士兼業の事務所に3年間お世話になりました。

その事務所で初めて建設業の新規許可申請書を作成しましたが、経管・専技の要件の確認、あちこちに出てくる（イ）（ロ）のどちらかに○をつける等々、悪戦苦闘して、出来上がった手書きの申請書を持って行くと付箋をたくさん貼られ、事務所に帰ってまた書き直しと相当な時間を取られました。20年ほど前のことですがその時の滅入った気分と相まってよく覚えています。

お客様がわれわれ行政書士に許認可の申請を依頼されるのは、許認可の確実な取得とご自分の時間を確保し仕事に専念するためだと考えております。そのことをいつも思いながら仕事を続けております。

これまで理事・支部長として6年間務めてまいりました。この度は副会長ということで大変重責を感じております。

会長を補佐し事務局とも意思の疎通をはかりながら、会員の皆様のために私なりに会務に励んでいく所存です。

簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

平成29年度 第58回 長崎県行政書士会定時総会の報告

日 時 平成 29 年 5 月 27 日 (土) 13:00 ~ 16:00
 場 所 長崎県勤労福祉会館 2 階 講堂
 司 会 者 大宅 和子
 議 長 大保 稲實



平成 29 年 5 月 27 日、平成 29 年度第 58 回定時総会が開催された。会員を始め、ご来賓の方々
 が出席され、まず開会に先立ち、山脇正隆副会長の開会宣言により本総会の幕開けとなった。

平成 29 年度 第 58 回 長崎県行政書士会定時総会次第

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1. 開会の辞 | 11. 議案審議 |
| 2. 会長挨拶 | 第 1 号議案 平成 28 年度会務及び事業報告の承認について |
| 3. 表彰 | 第 2 号議案 平成 28 年度決算報告の承認について
(1) 決算報告 (2) 監査報告 |
| 4. 来賓祝辞 | 第 3 号議案 29 年度事業計画 (案) の承認について |
| 5. 来賓退席 | 第 4 号議案 29 年度予算 (案) の承認について |
| 6. 物故会員及び物故者へ黙祷 | 第 5 号議案 役員の変更について |
| 7. 新入会員の紹介 | その他 |
| 8. 議長選出 | 12. 議長任了の挨拶 |
| 9. 議長挨拶 | 13. 閉会の辞 |
| 10. 議事録署名人指名並びに
議事録作成人委嘱 | |

◆会長挨拶

山口克彦会長は、ご来賓の方々や会員に深く一礼し、本年の長崎県行政書士会総会の開催に感謝の言葉を述べられた。



◆表彰

【永年功績表彰】(会員歴 30 年以上) : 上村 真木・西津 健三・西村 恵・増田 展行
 山口 淳吉・氏福 治久・久保 泰正・田浦 省吾
 平野 康磨

(会員歴 20 年以上) : 畑田 秀樹・堀川 千里・山口恵美子・中村 雅彦
 坂口 琢也・岩本幸次郎・千北 富明・坪田 満
 本村 泰人・中村 博三

【役員功績表彰】(15 年以上) : 該当なし (10 年以上) : 黒瀬 勝弘
 (5 年以上) : 該当なし



◆来賓祝辞・祝電披露

来賓を代表し、長崎県知事代理法務部法務部文書課長徳永一俊様が知事からの祝辞を代読された。その後、司会者よりご来賓の方々が紹介された。



◆物故会員及び物故者へ黙禱

物故会員：牟田幸一郎、川添 恵嗣、吉田 泰和、西鶴 金次
一同起立し謹んで黙禱を捧げた。

◆新入会員の紹介

支部ごとに新入会員の氏名を発表し、出席の新入会員は起立し一礼された。

◆総会成立宣言

総会員数 366 名中、出席者 103 名・委任状提出者 104 名の計 207 名。本会会則第 40 条の規定により、総会構成員総数の 2 分の 1 以上の会員の出席であり、本総会が有効に成立することが山脇総務部長から宣言された。

◆議長選出・議長挨拶

議長の選任を議場に諮ったところ、執行部一任の声が上がり、議長に大保稲實会員（長崎支部）を指名し承認され、登壇して就任のあいさつを述べた。

◆議事録署名人・議事録作成人

議事録署名人に坪井邦幸、高島典之、同作成人に事務局職員が委嘱された。





◆議案審議

本総会では、次の5議案について審議された。各議案については、事前に総会資料と質問書を郵送しており、会員から提出された質問に執行部が答弁した後、第1号議案から第5号議案が異議なく承認可決された。

- 第1号議案 平成28年度会務及び事業報告の承認について
- 第2号議案 平成28年度決算報告の承認について
- 第3号議案 29年度事業計画（案）の承認について
- 第4号議案 29年度予算（案）の承認について
- 第5号議案 役員の改選について

◆役員の改選について

鶴田委員長より、会58階員選任規則 第2条に基づき、会長選挙実施の宣言が行われた。会長選任の立候補者は2名。届出順に所信表明を依頼した。初めに佐世保支部山脇正隆会員より、次に長崎支部山口克彦会員により所信表明が行われた。所信表明後、鶴田委員長より選挙の概要についての説明があった。投票箱に何も入っていないことを確認後、投票箱の施錠をされ投票に入り、各選挙権者の受付と投票が開始された。投票終了後、開票の作業が行われ開票の結果、投票総数122票、無効2票。山脇正隆氏が77票、山口克彦氏が43票と発表され、新会長に山脇正隆氏を選任し、当選証書授与が行われた。

議事は再開され、議長は選挙管理委員会の報告の通り当選者の会長就任承諾の挨拶を求め、山脇正隆新会長より会長就任の挨拶を行った。

次に、議長より会長以外の役員選考を行うにあたり、規則に基づき、選考役員と新会長で役員選考を行う説明があり、選考委員は別室に移動し、役員選考が行われた。

議事が再開され、浜田委員長より新役員についての選考結果を次の通り発表した。

副会長：塩塚会員（諫早）、廣田会員（島原）、弓削会員（長崎）の3名。

理事：一樂会員（大村）、大宅会員（佐世保）、坂口会員（壱岐）、崎谷会員（長崎）、立山会員（長崎）、南会員（五島）、柘屋会員（北松）、坪井会員（佐世保）、畑島会員（対馬）、香椎会員（長崎）、古川会員（島原）、高島会員（諫早）

議事：前田会員（長崎）、白倉会員（諫早）、伯川会員（島原）

以上、議長は第5号議案について議場に諮ったところ異議なく承認された。

この後、選任された新役員の自己紹介と就任の挨拶があった。



◆質疑応答

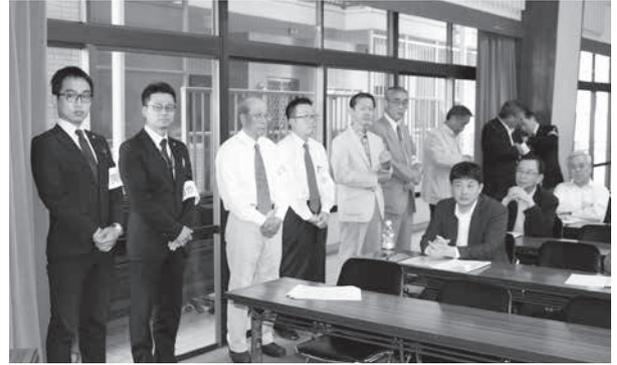
紙面の都合により、質疑応答の内容は掲載していません。記事詳細については、本会事務局で「議事録」を閲覧することができます。



会長選立候補者による所信表明



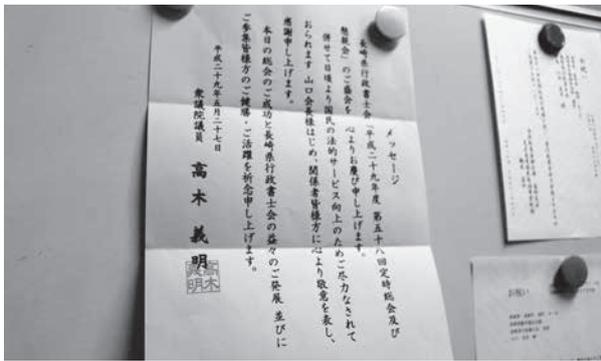
選挙管理委員会による説明



投票・当選証書授与



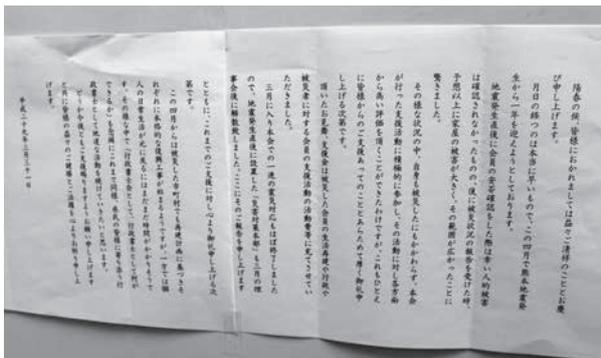
いただいた祝辞（一部）



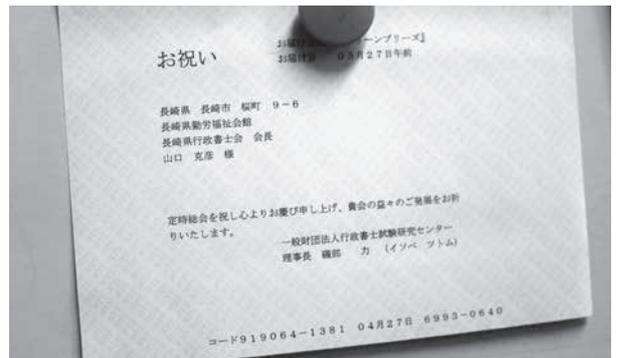
祝辞 高木義明代議士



祝辞 日本政策金融公庫



祝辞 熊本県行政書士会



祝辞 一般財団法人行政書士試験研究センター



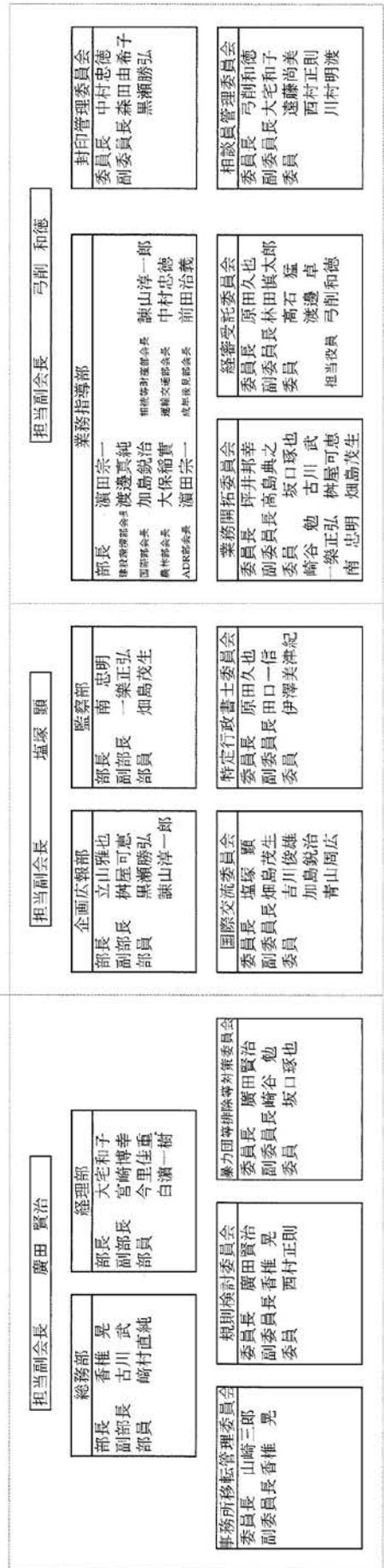
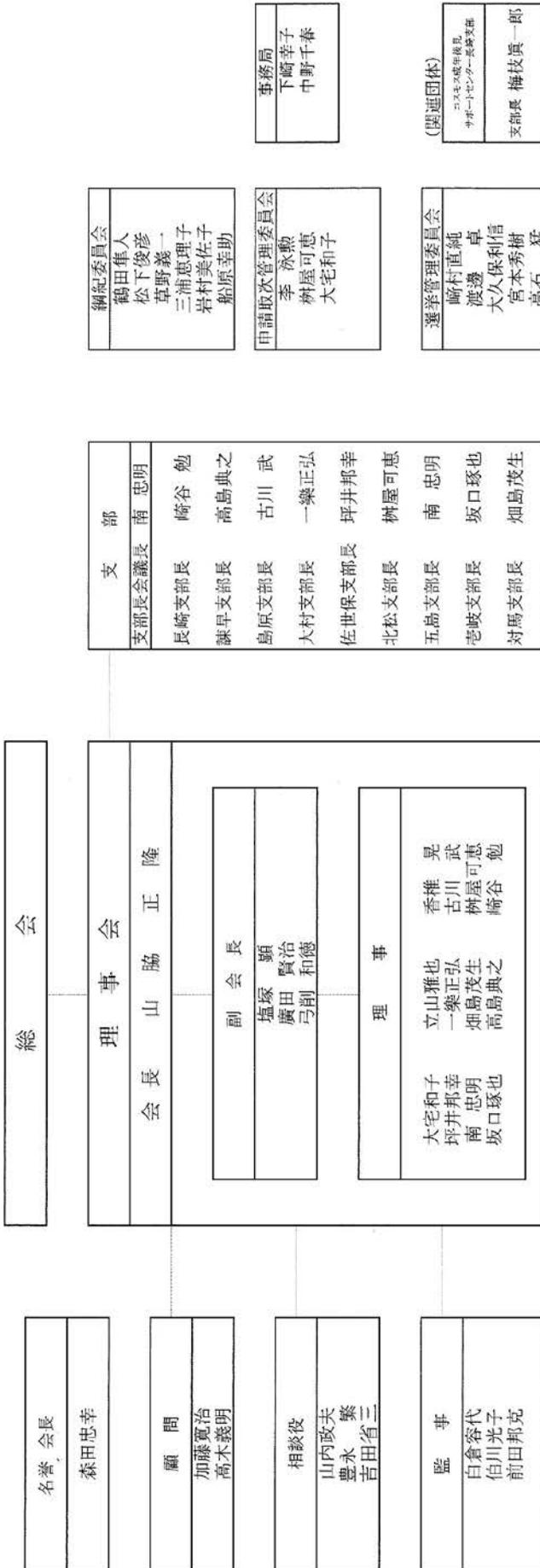
第58回 長崎県行政書士会定時総会 質問一覧 (敬称略)

	議案	質問書	質問表題
1	第1号議案	青山 周広	「2. 会議報告」について
2	第1号議案	梅枝眞一郎	建設業指導班の回答書に関する申立書について
3	第1号議案	梅枝眞一郎	専門家による相談会及び反省会について
4	第1号議案	青山 周広	「2. 会議報告」の件
5	第1号議案	梅枝眞一郎	ゆうちょ銀行無料相談会について
6	第1号議案	梅枝眞一郎	中国総領事歓迎会について
7	第1号議案	梅枝眞一郎	監察部による経理処置の指導について
8	第1号議案	深堀 賢	職員人事について
9	第1号議案	青山 周広	「3. 事業報告」の件
10	第1号議案	梅枝眞一郎	事業報告③職員の人事について
11	第1号議案	梅枝眞一郎	経審受託委員会報告について
12	第2号議案	枘田 健	会費滞納会員への対応について
13	第3号議案	青山 周広	「<基本方針>及び事務所移転」の件
14	第5号議案	枘田 健	役員改選について
15	第6号議案	深堀 賢	会長の前選挙でのご発言について

〈注 記〉

この記事は議事録ではありません。
議事録は事務局で閲覧することができます。

長崎県行政書士会組織図



平成 29 年度長崎県行政書士会

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
日行連	会 議			21・22日 日行連定時総会	19・20日 理事会	18日 会長会	
九地協	会 議	1・2日 会長会・OSS 担当者会議			29・30日 熊本 会長会	23日 ゆうちよ打合せ会議 25日 丁種封印担当者会議	
本会	執行部三役(会議)	10・24日 正副会長 26日 第1回理事支部 長会	24日 総会打合せ 27日 総会	7日 正副会長会 28日 第2回理事会支 部長会議	11日 部会合同会議	22日 正副会長会	
	業務指導部	運輸交通部会					
		農林部会					
		建設環境部会					
		相続等財産部会					
		成年後見部会					
		国際部会				20日 外国人技能実習 制度適正化事業研修会 (中央会主催)	
		ADR部会					
	総務部				24日 登録証交付式	22日 県議会議長面談 県警本部表敬訪問 24日 副知事・県総務部長 表敬訪問	
	経理部	18・24日 決算監査			経理部打合せ会(経理部長、 部員担当副会長、会長)、経 理書類確認(部員、部長)	支部経理担当者会議(部長、 支部経理担当者)、経理書類 確認(部員、部長)、7月迄の執 行状況報告	
	企画広報部					10日 部長副部長担当 副会長会議	
	監察部						
	規則検討委員会			8日 社会を明るくする 運動		就業規則等諸規則の検 討	
	国際交流委員会			13日 日中親善協議会		31日 1回委員会	
	封印業務管理委員会				11日 合同部会参加 12日 運輸支局と打合せ	11日 第1回封印業務規則 検討会議 22日 正副会長会参加 25日 担当者会議	
	業務開拓委員会					10日 郵貯銀行長崎店長、長 崎中央郵便局局長挨拶 21日 郵便局地区統括長会議 にて説明	
	相談員管理委員会					10日 委員会 16日 相談管理委員会 会議	
	事務所移転管理委員会						
	暴力団等排除等対策委員会						
	試験研修センター				3日 試験打合せ	16日 特定行政書士研 修	
経審受託委員会	11日 経審入札打合せ 14日 経審研修会				5・6日 経営事項審査 長崎佐世保		
外部	コスモス長崎						
	試験研修センター				7日 試験センター責任 者会議(東京)	3日 準備打合せ	
支部	会 議	(佐)8日 支部理事会 (佐)22 日 支部総会 (諫)27日 支部 総会 (大)(島)28日 支部総会	(長)(北)13日 支部総会 (佐)20日 支部理事会 長崎県行政書士会 総会 27日 勤労福祉会館		(佐)29日 支部理事会		
	研修会・相談会		長崎県行政書士会 総会 27日 勤労福祉会館				

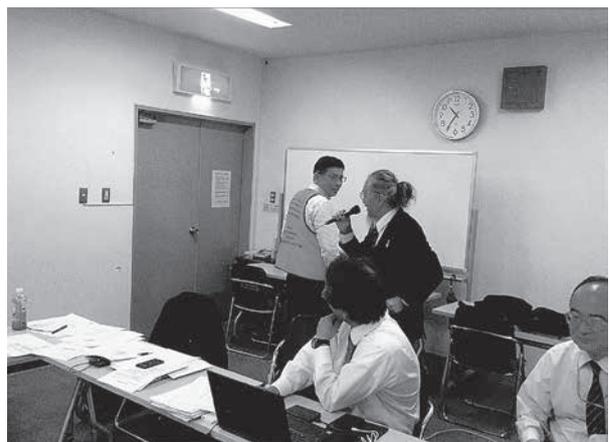
会議・事業執行 タイムテーブル

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日 電子申請推進委員会 13・14・15日 会長会(若手)	12日 事務局長会議 20日 知財部会	8・9日 知財部会 14日 電子 認証ワーキンググループ会議 15・16日 理事会 28・29日 知財部担当者会議	14日 電子申請委員会	18日 理事会 19日 賀詞交換会	5・6日 知財部会 8日 電子申請委員会	
29日 ゆうちょ無料相談 会担当者会議	4日 外国人技能実習制 度研修会		2・3日 九地協会会長会及 び日行連合同連絡会議 (佐世保)		24・25日 会長会	
	16日 正副会長会議 23日 理事会					
	3日 長崎県OSS地域連 絡会議参加	封印管理委員会と 合同研修会			OSS研修 4日 アマランス	大規模災害発生時の自動車 登録等申請について 16日 長崎運輸支局長崎庁 舎
			7日 産廃に関する研修 会		意見交換会 23日 市民会館	
			1日 相続財産研修会		ゆうちょ相談会 22日 ゆうちょ銀行 長崎・佐世保	
				研修会検討		
	4日 外国人実習生制度 研修会派遣(福岡)	18日・25日 グローバル 研修 伝達講習	5日 福岡入管意見交換 会			
				研修会検討		
26日 登録証交付式	20日 宅建協会50周年 記念式典出席		新人研修 8・25日 登録証交付式	10・25日 登録証交付式	9・23日 登録証交付式	8・25日 登録証交付式
経理書類確認(部長、部 員)、第1四半期分会費 未納者の確認	中間報告作成、中間監査、経 理書類確認(部長、部員)、9月 迄の予算執行状況報告	経理書類確認(部長、部 員)	経理書類確認(部長、 部員)、 予算執行状況報告	経理書類確認 (部長、部員)	経理書類確認(部長、部 員)、予算執行状況報告	経理書類確認(部長、部 員)、決算準備
	28日 広報企画会議	会報誌コスモス発行				
	2日 電話無料相談 合同無料相談(雲仙市・ 佐世保・長崎・島原)	合同無料相談(大村・松浦) 18日 専門家による何でも相 談会				
就業規則等諸規則の検 討	就業規則等諸規則の検 討	補助者規則等の検討	補助者規則等の検討	諸規則の検討	諸規則の検討	諸規則の検討
	18日 中国人墓地清掃 22日 中華人民共和国 成立60年記念		日中親善ボウリング大会 出席			
9月 封印業務説明会 23日 第2回封印業務規則検討会 議 26日 追加帳票検討会議	3日・5日 丁種封印業務 事前説明会を運輸支局 との打合せ	8日 丁種封印業務事前研修 会 研修会後丁種会員募集 運輸支局等へ封印受託申請	丁種封印取付業務開始 丁種会員受付	丁種会員受付	丁種会員受付	丁種会員受付
5日 郵便局五島地区連絡会 にて説明、29日・30日 九地協 ゆうちょ銀行担当者会議	郵便局地区担当者との 打合せ				ゆうちょ銀行無料相談会	
16日 委員会	7日 委員会	11日 委員会				
3日 特定研修 17日 特定研 修 21日 委員会会議 25日 第2回試験打合せ	10日 委員会研修会 22日 特定行政書士試験	11日 経審審査要員考 査 24日 経審審査研修会				
8日 試験会場下見 27日 試験スタッフ募集		5日 行政書士試験スタッフ 事前説明会 12日 行政書士試験 長大文教キャンパス				
(佐)6日 支部研修会 (農転事務所指針改 定、相続証明)	(佐)10/1 支部無料相 談会				(佐)無料相談会	

6月28日 支部長会・理事会の様子

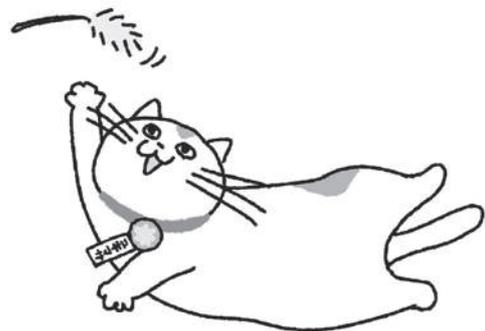
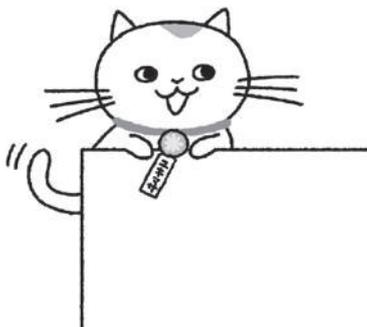


10月28日 理事会の様子



本会 PR 用のベストを作ったことを報告！

9月14日 全国会長会の様子



✿ 新入会員のご挨拶

ご相談者様のお役に立てる行政書士になるには…… この度登録を決意、日々努力してまいります！



佐世保支部 千北 誠治

平成 29 年 5 月 1 日入会

皆様はじめまして。

平成 29 年 7 月に入会いたしました佐世保支部の千北誠治と申します。

平成 25 年度行政書士試験に合格後、登録させていただくまでの間に、合格したことを知った方から相談を受けることができました。しかし、業務として続けるには厳しいと思い登録しておらず、せっかく相談していただいたにもかかわらず、自分では解決することができないという葛藤を感じていました。

少しでもお役に立つためには、やはり登録するしかないと思い、行政書士として活動する決心をいたしました。

これまで実務経験もなく、未熟者ではございますが、お役に立てる行政書士になれるよう日々努力してまいります。

どうか諸先輩方および関係者の方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い致します。

✿ 新入会員のご挨拶

上五島役場での経験を活かし…… 町民との関わりを大切に、仕事につなげます！



五島支部 湯川 昇

平成 29 年 9 月 15 日入会

平成 29 年 9 月に五島支部（新上五島町）に入会致しました湯川と申します。

私は、西南学院大学法学部を卒業してから、新上五島町役場に入庁して、本年定年退職しまして、準備期間を経て今回無事登録しました。在職中は、あらゆる部署を経験してきました。

退職が近くなった時、その後のことを考えたところ、長い町民との関わりで退職後は、行政書士を目指そうという気持ちを持ちました。幸いなことに実務に必要な経験はありましたので、町内をくまなく訪問し町民の悩み及び相談事を掘り起し、仕事につなげればと思っております。

登録したからには、行政書士のキャッチフレーズのあなたの街の法律家行政書士を目指して参りますので、今後とも皆様のご指導の程よろしく願いいたします。

会員の《新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員》異動

平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

◇新入会員◇ 下記の方が入会されました。

所属支部	氏 名	事務所所在地	事務所の名称	入会年月日
北松支部	佐貫 暢治	松浦市	行政書士事務所グッド	平成29年4月15日
佐世保支部	山本 憲司	佐世保市	山本行政書士事務所	平成29年4月15日
大村支部	松尾 晃一	大村市	行政書士松尾事務所	平成29年5月1日
佐世保支部	千北 誠治	佐世保市	行政書士千北誠治事務所	平成29年7月1日
長崎支部	永田 吉朗	長崎市	行政書士永田吉朗事務所	平成29年7月15日
諫早支部	橋口 一久	諫早市	行政書士橋口一久事務所	平成29年8月1日
諫早支部	末次 一裕	諫早市	末次行政書士事務所	平成29年9月1日
佐世保支部	加藤 玲	佐世保市	行政書士加藤玲事務所	平成29年9月15日
五島支部	湯川 昇	新上五島町	ゆがわ行政書士合同事務所	平成29年9月15日

◇退会会員◇ 下記の方が退会されました。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
佐世保支部	原田 一彌	佐世保市	平成29年4月3日退会(廃業)
佐世保支部	神田 護	佐世保市	平成29年8月4日退会(廃業)
長崎支部	山田 光徳	長崎市	平成29年9月4日退会(廃業)
佐世保支部	小林 和之	佐世保市	平成29年9月14日退会(廃業)
対馬支部	島居登志男	対馬市	平成29年9月30日退会(廃業)

◇変 更◇ 次の内容が変更になっています。

支部名	氏 名	変更箇所	変更前	変更後
長崎支部	橋本 剛	事務所所在地	長崎市万屋町5番32号 第2一瀬ビル308	長崎市諏訪町5番17号 アーバンライフ諏訪町405
佐世保支部	松島喜代志	事務所所在地 TEL	佐世保市鹿子前町70番28 0956-28-7270	佐世保市木宮町2番27号 0956-76-7467
佐世保支部	木竹 広賢	事務所の名称 所在地	佐世保市木場田町8番6号 木竹ビル4階 木竹行政書士事務所	佐世保市木場田町8番6号 ウィズラン行政書士事務所
長崎支部	宮崎 博幸	事務所所在地 TEL	長崎市今博多町22 095-825-2858	長崎市千歳町6-22 095-801-3155
大村支部	遠藤 尚美	事務所の名称	遠藤 尚美 行政書士遠藤尚美事務所	畑上 尚美 行政書士畑上尚美事務所
諫早支部→ 佐世保支部	橋口 一久	事務所所在地 TEL	諫早市福田町2742番地4 0957-21-3121	佐世保市沖新町5番1号 0956-56-3466

◇物故会員◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
島原支部	吉田 泰和 様		平成28年 6月 17日 ご逝去 昭和51年 6月 28日 入会

会員の变更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう!!

特定行政書士委員会

特定行政書士委員会 委員長 原 田 久 也

特定行政書士法定研修の受講など個々において日々研鑽されていますが、長崎県会において、特定を付記された行政書士は、僅かであります。

法定研修を修了しても活躍の機会又は情報が乏しいためか、受講する会員が増えず「特定を付記する」という意欲（魅力）が薄く感じられます。

自治体においても審査会委員、農業委員会、第三者機関など特定行政書士を登用する機会が増えてきています。今後、制度を活用し、地方自治体と情報交換するなどして広くその機会を得、登用要請の有る自治体に対し、会員を推薦できるようなシステムの構築が期待されます。

行政書士が社会貢献に資する機会でもあり、特定行政書士が広く認知されることに繋がりますので、会員の皆さん頑張りましょう。

- ※ 特定行政書士とは、日本行政書士会連合会が実施する「特定行政書士法定研修」を修了（全講義の受講及び考査に合格）した行政書士です。なお、特定行政書士の行政書士証票には「特定行政書士」である旨が付記されます。
- ※ 特定行政書士法定研修とは、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申し立て手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づいて実施する研修です。

以上

特定行政書士法定研修を修了された方の体験談を紹介させていただきます。

10月10日 特定行政書士研修会
講師：徳永 浩 様



特定行政書士法定研修考査を終了して

佐世保支部 伊 澤 美津紀

平成 26 年 12 月 27 日施行の行政書士法改正により、特定行政書士制度が発足しました。平成 27 年度、初の法定研修と考査が行われましたが、多くの方が思ったように、私も実務上必要な場面はあまりないのではないと思いましたが、さらに受講料が 8 万円だったこともあり受講しようとは全く思っていませんでした。

しかし、平成 28 年度の研修が始まる前に、すでに特定行政書士を持っていらっしゃる先生が、「渉外を業務にされているのだったら、特定行政書士を持っている方が今後業務の幅が広がると思う」とおっしゃるのを聞いて、私は確かにそうかもしれない、と思い受講しました。

法定研修についてはコスモス NO.180 ですすでに説明されていますので、私は考査に向けてどのように勉強したのか少し紹介したいと思います。第 1 回目の考査の内容が難しかったと聞いていたので、少し気合を入れて勉強しようと思っていました。

インプットとしては、法定研修内で使用したテキストや資料の内容についてわからない部分は自分なりに調べ、一通り理解するようにしました。

それから重点的にしたのは、行政三法、民事訴訟法、民事保全法の条文読み込みです。条文読み込みにあたっては、逐次解説の本が出ているのでそれを参考にしました。また、日本評論社の基本行政法第 2 版（中原茂樹著）、行政書士のための要件事実の基礎（日本行政書士連合会中央研修所）を一読しました。

アウトプットは、インターネットを利用して、過去問や日本行政書士連合会の中央研修所研修サイトの問題を解きました。

上記のような勉強を経て、考査に臨んだわけですが、多くの問題が上記の勉強したところから出ていたように思いました。ですから、勉強の方法としては間違っていなかったと思います。今後考査の内容や難易度に変更があるかもしれませんが、参考になれば幸いです。

こうして合格出来たわけですが、勉強したことを実務上知識として知っていてよかったと思う場面もありました。お客様のご相談に乗るうえで、不服申し立てに関わる場所までご説明出来、またそのようなご要望があれば答えることが出来ることも自信につながるのではないかと思います。こうして得た知識は実務上活かしますし、今後自治体との連携が進めば、さらに特定行政書士としてその知識を活かす場は増えていくだろうと思われまますので、ぜひ皆様の積極的な受験を期待いたします。

特定行政書士委員会

特定行政書士法定研修考査を受験して

大村支部 川 添 亨

はじめに

特定行政書士制度の発足、実務上はあまり関係ないと思いつつも、長年の要望の末、折角発足した制度、資格だけでもとの軽い気持ち。受講料8万円、第1講から第18講までの法定講義。この講義を受けさえすれば全員合格だろうとの安易な気持ち。しかし、講義を受けてみると専門的、また、最後の考査試験もかなり難しいのではとの話を耳にする。最終的には長崎県では20名の受験者中（実際に講義を受けたのはもう少し多かった模様）9名の合格、受講料8万円を徴した割には、結構厳しい考査試験となったようです。全国的にも約半分程度の合格率だったようです。

法定研修とは……

7月から9月にかけて、まる一日午前10時30分から午後5時までの集中講義、これが4日間。ビデオでの一方的な講義、やはり机にしがみついて聞くだけの講義はかなりしんどいものでした。

法定研修テキストは、かなり充実していましたが、一般的な法律の基礎知識の上に、行政三法（行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法）についての具体的、実務的な事実認定論的なものが、かなりのウェイトを占めていたようでした。

特定行政書士法定研修考査試験

試験は30問を2時間、4択で正解1個を選ぶ問題。平成28年度の考査概要では、行政法総論と行政三法（行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法）から20問、要件事実・事実認定論と特定行政書士の倫理から10問の出題となっています。

この試験については、試験問題の持ち帰りは出来ませんが、正解の公表が無いのが大変残念なことです。

私としては、判断に迷う問題がありましたので、後日日本行政書士会に尋ねてみましたが、可否の通知のみとのことでした。

今後の考査試験に向けて

特定行政書士制度は、司法書士での簡裁訴訟代理関係業務の認定試験に相当するものようです。日本行政書士会としては出来るだけ多くの特定行政書士を認定したいところでしょうが、所管の総務省では、法務省との兼ね合いもあり、なかなか困難な面もあるのではと、私なりに判断しています。従って、試験の傾向や合格者等はしばらくの間、かなりハードルが高い現状で推移するのではと思っています。

このため、試験対策としては、行政三法の理解が当然大切ですが、その前提として、憲法、民法、民訴（特に民事訴訟法、民事保全法）の基礎的知識が求められると思います。

何だか難しいように書いてしまいましたが、殆どの皆さんは「まちの法律家」として、十分な知識を有しておられますので、積極的に受験されることを期待しています。

国際交流で行政書士の PR を図る

国際交流委員会 委員長 塩 塚 顯

前期に引続き委員長を担当することになりました。どうぞ宜しくお願いします。長崎県行政書士会は、「長崎県日中親善協議会」の会員として登録しています。当委員会の動きを今年の1月から顧みますと、中華人民共和国駐長崎総領事館の劉亜明総領事の歓迎会、総領事館での観桜会、長崎県日中親善協議会定時総会、中国人墓地の大清掃、中華人民共和国成立68周年記念祝賀会、県内の中国人留学生・研修生（約100人参加）とのボウリング交流大会・懇親会等々と交流を続けてきました。また私は、個人的にも「日本中国友好協会」の準会員として登録しており、今年は「日中国交正常化45周年記念の年」とあって「九州日中友好交流訪問団」としての27名が、6月1日から3泊4日の旅に参加しました。行政書士は鹿児島会の鎌田敬先生、本会の森田忠幸先生と私の3名でした。北京では中国人民大学を訪問し日本語学科の学生さん達との交流を図り、翌日は上海に行き「代書屋」の小さな看板を目にしました。以前、韓国旅行で「行政士」「代書」の大きな看板を見て感動したことを思い出しました。帰国後「人大」の大学教授からのお手紙で国際交流の意義を痛感しました。私は、国際交流委員として、出来るだけ外国人との交流の場に出向き、行政書士業務のPRをすべく、外国人にとって日本での煩雑で面倒な各種手続きや書類の作成等については、本会業務指導部の「国際部会」でしっかりバックアップする体制があることをPRしていきたいと思えます。さて、今期の本会定時総会で、国際交流委員会の事業計画案について、会場から「国際交流は何も中国人ばかりではなく、韓国・ベトナム人との交流も図るべきではないか」との貴重なご意見を頂き、「予算の関係も有り云々」と答弁しましたら、「他の予算を削ってでも」とご指摘を受け反省させられました。なるほど県内の至る所で韓国、ベトナム等から多くの留学生・研修生達等が来られており、アルバイト学生やコンビニのレジ係等でも働いている外国人が最近街中で多く見受けられます。早速、韓国・ベトナムの領事館に電話を入れたりネットで検索したりしています。当委員会は、今期も国際交流の中で行政書士業務のPR活動を続けていきたいと思えます。さて、今期第1回国際交流委員会では、中国人墓地清掃の予定日を前にして、早速行政書士PR用のベストを作ることにし、委員の青山周広先生のデザインによるユキマサくんのロゴマーク入りの素晴らしいベストが出来ました。会員の皆様が行政書士の無料相談会等で、このベストを着用しPRにご協力ください。本会事務局に10着有ります。長崎の中国人墓地清掃に、とてもインパクトあるベストを着て参加し多くの参加者からの注目を浴びPR効果抜群でした。今期も頑張りますので、どうぞ宜しくお願いします。

報告と予定

平成 29 年	
1 月 11 日 (水)	中華人民共和国駐長崎領事館 劉亜明総領事歓迎会
2 月 1 日 (水)	中華人民共和国駐長崎領事館 表敬訪問
4 月 2 日 (日)	中華人民共和国駐長崎領事館 観桜会
6 月 13 日 (火)	長崎県日中親善協議会総会
8 月 31 日 (木)	第 1 回 国際交流委員会
9 月 18 日 (月)	中国人墓地清掃
9 月 22 日 (金)	中華人民共和国成立 68 周年記念祝賀会
12 月予定	長崎県日中親善ボウリング大会

劉亜明総領事歓迎会



Pickup 委員会

国際交流委員会

九州日中友好交流訪問団としての活動



中国人墓地清掃活動



行政書士会 PR 用のベストを着用！

Pickup 委員会

業務開拓委員会

平成 29 年度 日本行政書士会連合会九州地方協議会 郵政担当者会議

報 告 書

業務開拓委員長 坪井 邦幸

日 時：平成 29 年 9 月 29 日（金） 13 時 30 分～17 時 00 分

平成 29 年 9 月 30 日（土） 9 時 30 分～12 時 00 分

場 所：熊本市水前寺共済会館グレースシア

会 議 次 第	1 日目 13：30～17：00
	会長挨拶 九州地方連絡会会長（熊本会会長） 井口由美子 ゆうちょ銀行担当者挨拶 （株）ゆうちょ銀行九州エリア本部営業企画部次長 後藤 典之 日本郵便（株）担当者挨拶 日本郵便（株）トータル生活サポート事業部 橋口 朝子 ・みまもりサービスについて
	議事 進行 井口会長 ①ゆうちょ銀行との「覚書」締結について ②今後の事業について ・無料相談会 ・成年後見に関するセミナーの開催 ③郵便局の組織についての説明
	2 日目 9：30～12：00
	議事 ①郵政グループとの提携について ②相談員の選定方法について ③広報活動について

Pickup 委員会

業務開拓委員会

会
の
意
見
・
情
報

- ・ゆうちょ銀行にとっても、行政書士会にとってもメリットがあるウィンウインの関係でありたい。そのためにも今後無料相談会を定着させることが大事となる。
- ・法定相続情報証明制度は積極的に利用したい。
- ・ゆうちょ銀行の広報活動にはリーガルチェックが必要で、承認には時間がかかる。
- ・全行団の団体保険に加入しており、年間7万円程度の保険料で、県会としての無料相談会に適用している。
- ・市報、チラシの該当配布、郵便局での広報、新聞広告、記者クラブへの投函、地域FMラジオなどの広報活動を行った。
- ・ゆうちょ銀行は九州エリア本部が統括しているためトップダウンで交渉できるが、郵便局は組織が複雑で郵便局長が多くの権限を持っているため、ボトムアップでの交渉が必要。
- ・各士業が手を付けていない郵便局に先に手を付けることは、今後の行政書士会にとって重要。
- ・相談会で近隣の行政書士の名簿を渡し、各行政書士に連絡があった後の情報を、行政書士会としてどう把握するか。
- ・現在でも数多くの無料相談会を実施しているので、予算が厳しくなり、相談会の数を調整する必要がある。
- ・会員に利益をもたらす制度として発展させる必要がある。
- ・みまもりサービスのオプションとして行政書士が相談に乗るサービスが出来ないものか。
- ・相談会では名刺は配らないし、その場では業務は受注しない。但し相談者に申込書を書いてもらい、相談を受けた行政書士に渡すといった方法をとっている。
- ・相談員がベテランであっても接遇マナーの研修が必要。
- ・連携して行く上での目的、メリットを明確にする必要性があり、九地協の会長会議で意見集約し、明確化する。
- ・各会での広報活動グッズ、リーフレットなどを集めて、次回の九地協会会長会議で情報交換を行う。

■広報月間支部活動のご紹介■

【佐世保支部】

平成 29 年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告

佐世保支部長 坪井 邦幸

日 時：平成 29 年 10 月 1 日（日）10 時～15 時

場 所：佐世保市九十九島地区公民館

広報媒体：タウン誌「ライフ佐世保」「ならでは」

町内会へのチラシ配布

公民館だよりへの掲載

当日 8 名の相談員で対応、開始早々電話予約者を含む相談者が次々に来所され、4 カ所設置した相談ブースが満席となり、受付のテーブルまで相談ブースに使う状況でした。相談者は全部で 13 組でした。内容はほとんどが相続関係で、ここ数年同じような状況が続いています。空き家の問題、相続人不在など、相続が深刻な問題となっている状況が伺えました。時間制限を設けず、ゆっくり話を聞くことができたおかげなのか、相談者の皆さんに喜んでいただけた様子でした。



企画広報部では『今、会員に望まれる会報誌のありかた』について協議しております。そのためにも、まずはこれまでの歴史を振り返る必要があると考え、176号に寄稿された黒瀬会員の記事を再掲致します。

『会報誌の歩み』

会報誌の「名称」「表紙」の移り変わりを追ってみました。当時のスタッフの編集等のご苦労もまたこれらの表紙から垣間見ることができます。

会員の皆さん！ それぞれ入会時の会報誌から当時の思い出を浮かべてみませんか！



創刊号	第17号	第99号	第100号	第133号 第134号	第137号	第144号	第175号
昭和48年 創刊	昭和58年 「会報なが さき」に改 名	平成5年9月 まで「会報・ ながさき」と して発行	平成5年11 月「コスモ ス」に改名	平成10年 「行政書士 ながさき」 に改名	平成11年 「コスモス」 に改名	平成13年シ ンボルマー クデザイン 変更	現在

本会の『会報誌の名称』の歴史は、昭和48年・創刊時の「会報」にはじまり「会報ながさき」「ながさき」「コスモス」「行政書士ながさき」「ながさき」そして現在の「コスモス」と歩みの歴史があることに気がつきます。その歴史のなか、会報誌の名称の変更について、論議が交わされた形跡があります。次ページに、その内容の一部を抜粋し掲載いたします。これまで編集を担当してきた者の一人として、これからの時のスタッフの考え方で、“名称の変更”“デザイン（シンボルマークを含む）の変更”等々、協議がなされ、このような事態の再燃が起こりうるのではないのでしょうか!?……関係する委員会でも十分な論議が交わされ、必要な機関決定を経て名称並びにデザインの変更が行われるのも、また時代の流れで私は良いと思いますが……皆さんは、どのようにお感じになられるでしょうか？

(編集人：黒瀬勝弘)



会報誌「コスモス」表紙の題字の謂われ

本会会員の異動も毎年かなりあり、新入会員数が増えてきて喜ばしいことである。

新入会員からの「よくある質問」として、本会の会報誌は何故「コスモス」なのですか？ ということである。確かに全国の単位会の会報誌を見ると「行政書士 NAGANO」、「行政書士とうきょう」、「行政書士 FUKUOKA」、「愛知県行政書士会報」、「会報いしかわ」、「会報ひろしま」、「行政なら」、「行政やまぐち」、「OGL（行政書士大阪）」、「沖縄行政」と圧倒的に単位会の地名を採ったものが多い。しかし、表紙だけ見ては、中には、その地域の「広報誌」だとしか思えないものもある。一般的にみて「会報誌」とは別の性格のものだと取られてもしょうがない。

本会の会報誌は表紙の題字「コスモス」が全く他の単位会の題字（地名）とは違って、行政書士のシンボルマークそのものから題字を採りいれている。会報誌「コスモス」とした本会の先人の「長崎県人の進取の気性」というか、素晴らしい発想と勇気に感謝の念を抱かざるをえない。

思い起こせば、第 40 回長崎県行政書士会定時総会でのことであるが、議案審議に入り、事前の「質問書」により担当部長から順次回答がある中で、会報誌「コスモス」の表紙が「行政書士ながさき(創刊号)」と変わっている件につき、会員から「本会の会報誌「コスモス」の表紙は変更され、また会報誌は昭和 48 年に創刊号を出しているのに、これでは会報誌の歴史を踏みにじるものではないのか！」と詰問。これに対して(当時の企画広報部長は、他の単位会の会報誌の題字に倣って部会で決めたことだと思うが)、「悪意は全く無い。題字と創刊号という号数は訂正し、発行号数は元の「コスモス」からの継続号数に戻します」と返答した(「ながさき」総会臨時号 1999.6)といった経緯がある。その時の定時総会は役員改選があり、企画広報部長を私が担当することになった。1999 年 9 月のコスモス No.137 号で、<会報誌「コスモス」の復刊と行政書士のシンボルマーク>と題して、下記の記事を掲載したが、あれから 8 年も経過しており、その間に入会された会員の皆様のために、本会の会報誌の題字「コスモス」の謂われを本号で再度、コスモス No.137 号から抜粋し次ページに掲載。新しい会員の皆様のご理解を頂きたい。
(※コスモス No.161 号より転載)

会報誌『コスモス』の復刊と行政書士のシンボルマーク

本会の会報誌の名称について、その経緯を遡ってみたところ、「会報」・「会報ながさき」・「ながさき」・「コスモス」・「行政書士ながさき」など、幾多の歴史的な移り変わりがあります。

昭和 48 年機関誌の創刊にあたり、当時、会長挨拶の冒頭に「この度、わが長崎県行政書士会では、かねて懸念中であつた長崎県行政書士会の機関誌創刊号を発行する運びになりましたのでありますが、これは本会発展への契機でありまして、会員の皆様と共に慶びにたえない次第であります。

私は、この栄ある門出にあたり、所懐の一端をのべ今後における本会の飛躍と発展を願うものであります。……云々」と。26 年前のひとこまを紹介しました。

会報誌の名称につきまして、企画広報部を含む合同部会で検討の結果、「コスモス」として復刊し、号数も継続号数とすることになりました。発行回数は年間 4 回で、また、臨時に号外も発行することになりました。

会員各位のご指導とご協力を得ながら、充実した機関誌の編集に努力をして行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

「コスモス」の由縁



「コスモス」の由縁は、「秩序と調和をもつ宇宙又は世界」との意味に解されています。その「白い花びら」は、純潔と品位を「ピンクの花びら」は、融和と繁栄を「赤い花びら」は、愛情と信頼をそれぞれの意味を含めています。

このような意味合いから、機関誌の題字には COSMOS の「C」を付して宇宙を表現し、コスモスの「花びら」で飾りました。「コスモス」は、行政書士のシンボルマークです。
(※コスモス No.161 号より転載)

日政連長崎県支部

下記のとおり、公明党代表山口那津男氏に、書面を提出の上要望を行いました。

平成 29 年 8 月 1 日

公明党

代表 山口 那津男 様

長崎県行政書士政治連盟

会長 山崎三郎

政策要望書について

平素は、本連盟の事業推進につきましてご理解とご協力を賜り篤く御礼を申し上げます。既に、日本行政書士会連合会では、行政不服申し立て代理に次ぎ、新たな要望項目として最重要項目を掲げてお願いをしておりますが、当長崎の政治連盟も御覚の山口代表ご来崎を機会に下記の項目を要望事項と致しました。

よろしく御支援をお願いいたします。

記

1 公共嘱託に関すること。

<各自治体が行う下記調査について、行政書士を活用していただきたい。>

(その上で、自治体の調査費関連予算の確保について、御党のお力を頂きたい。)

- ①空き家対策事業における空き家の所有権調査（空家等対策推進に関する特別措置法）
- ②空き地の集積、集約事業における耕作放棄地の相続人の調査（相続未登記農他の増大）

2 軽自動車の保管場所の届出適用「指定地域」に関すること。

<車庫法（自動車の保管場所の確保等に関する法律）に基づく軽自動車の保管場所の届出適用指定地域については、合併により指定地域に編入された地域も早期に指定地域として運用していただきたい。>

- ①平成 13 年を最後に全国 247 地域が指定（主に人口 10 万人以上の地域・長崎県は長崎市、佐世保市の 2 地域指定）されているが、その後の市町村合併により指定地域に編入された地域は、指定地域外として運用されている。このため、一部地域住民は「指定地域」と誤認して届け出する例が見られる。
- ②こうした不自然な実態を早期に解消するため、指定地域に合併された地域も指定地域として運用し、併せて法の公平な運用を図ることを決定していただきたい。（関係庁の指定手続きの促進）

日政連長崎県支部

参考 長崎県内の軽自動車届出適用指定地域について

- ・人口30万人以上として長崎市(平成8年)・佐世保市(平成11年10万人以上)の2市を指定
(自動車の保管場所の確保等に関する法律 政令附則 別表による指定)
- ・平成17年以降の全国的合併による人口増の市町村増大化(10万人以上諫早市)なるも地域指定なし。
- ・車庫法の地域指定基準に基づく地域指定の徹底。関係庁の指定手続きの促進
(指定の自治体で合併後の新編入地域は指定除外のまま。地域住民の解釈誤認)



編集後記

まずもって、会報誌コスモス 181 号の発刊が大変遅くなったことを心よりお詫び申し上げます。

また、今号は従来の広報誌の形を踏襲した内容としましたが、今後は現在の会員各位に望まれる会報誌の有り方について今期の企画広報部全員で協議し、今の会員各位に必要とされる会報誌の形を模索しつつ育てていきたいと考えております。

表紙は長崎県平戸市田平町にある「カトリック田平天主堂」です。

明治時代にド・ロ神父が私費で購入した荒地に、大正4年から3年間の歳月をかけ当時の信者たちの大変な苦勞により献堂された教会で、赤レンガづくりの外観や内部のステンドグラスの美しさには、現在の私たちの心をも打つ美しさです。

長い歴史の中では米軍による機銃掃射を受けたりと戦火も乗り越えた歴史ある教会で、国の重要文化財にも指定されており、来年5月には「献堂100周年」を迎え、教会理事を歴任し我が行政書士仲間でもある北松支部の山内政夫会員が実行委員長の100周年事業が行われるとのこと。

広報誌コスモスも、この「カトリック田平教会」の様に、その歴史と先人の努力に思いを馳せつつ、現在の読み手の心を打つようなものに変化させていきたいと考えております。

企画広報部長 立山雅也



第 181 号

平成 29 年 12 月 20 日発行

発行人 山脇 正隆
発行所 長崎県行政書士会
〒 850-0031
長崎県長崎市桜町3番12号
電話：095-826-5452
FAX：095-828-2182
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

【編集委員】
企画広報部長 立山 雅也
企画広報部副部長 榊屋 可恵
同 部員 黒瀬 勝弘
同 部員 諫山淳一郎



建設業 経営状況分析は ワイズ公共 データシステムへ

建設業ソフトが無料 ←ソフトCDは無料にて送付します



経審／建設業許可／更新／変更届／顧客管理

インストール後、**1年間無料**でお使いいただけます。まずはお試しください。さらに年間3件以上の経営状況分析申請により、翌年も無料にてご利用いただけます。 ※ご申請が無かった場合でも、ソフトを継続使用しない場合は一切の料金はいただきません



導入料金・保守料金・バージョンアップ料金不要!

業界最速



**3時間以内で
結果受け取り**

※即日コース+電子申請+コンビニ受取を選択し、営業日当日15:00までにご申請をいただいた場合が対象となります

コンビニ受取



**全国のコンビニで
結果受け取り**

※郵送でも受け取り可能です
※セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セイコーマート、セーブオンのマルチコピー機にて受け取れます

電子申請



**郵送申請でも
電子申請でもOK**

※80%のお客様が電子申請をご利用いただいています
※Excel・Word・PDFでのご申請も可能です

建設業ソフト CD・経営状況分析詳細資料を無償にて送付いたします

- FAX この用紙をFAXにて 092-292-8125
- メールにて info-fukuoka@wise-pds.jp
- お電話にて 092-292-8101
- ホームページから ワイズ公共 Q検索

事務所名	TEL	FAX
ご担当者様	ご住所 〒	-

おかげさまで
民間分析機関
受付実績
No.1
(弊社調べ)

<経営状況分析機関>
wisePDS
国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4

<システム開発・販売>
wise

ワイズ公共データシステム 株式会社福岡営業所

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダヴィンチ博多シティ3階 TEL 092-292-8101

- 本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145
- 北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル11階 TEL 011-802-7685
- 大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階 TEL 06-6948-6615

株式会社ワイズ

- 本社 / 〒380-0803 長野市三輪1丁目8番14号 TEL 026-266-0710 サポートダイヤル TEL 026-266-0792



有限
会社 全行団

あなたの人生を
永く、太く、大きく、
サポートします。

行政書士賠償責任補償制度

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

行政書士業務における様々な「賠償事故」を補償し、
事務所の健全な経営をサポート

新団体医療補償制度

東京海上日動火災保険株式会社

長期療養時の損失を補償
就業不能時の損失を補償
病気・ケガの入院を補償
加入者の方全員に医療相談等の付帯サービスをご提供

確定拠出年金・個人型

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

対象：20歳以上60歳未満の国民年金に加入している方

全行団

<http://www.zengyodan.co.jp>

有限会社 全行団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL:03-6450-1622 FAX:03-6450-1623

(有限会社全行団は日本行政書士会連合会及び地方協議会から出資を受けた行政書士の福利厚生、事務所運営サポートを目的とした営利法人です。)